## 平成 22 年度第 5 回 (89 回)

# 清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時:平成22年11月16日(火)午後2時から

場 所:健康センター 第3会議室

出席者:大森靖史、伊藤晃、三木克子、佐藤隆史、加藤春芳、原友里恵、小林

倫子、中西宣長、増田恵美子、佐藤勝栄、鈴木晃

事務局(市民協働係長、企画課主事)

欠席者: 阿久津たか子、石川由紀子、宮城敬子、島崎豊茂、大久保實、今瀬千 佳子、齋藤德次郎、円城寺修、神吉正代

#### <配布資料>

- 1 平成22年度第4回まちづくり委員会議事要旨の一部訂正
- 2 まちづくり提案審議 進行表

#### 1 開 会

#### 2 前回の確認

事務局:前回議事録について確認したい。

委員長:前回議事要旨4枚目にある「自治会を活性化させないと制度の導入は無理というのではなく、この公園を作ることによって自治会を活性化できないかと…」という部分を「自治会が活性していないから制度の導入は無理というのではなく、この活動をすることによって自治会や地域コミュニティを活性化できないかと…」と修正させていただいた。

委員:提案21-8「公園の整備(美化)を市民の手で」について、「これまで児童・保育関係の専門家と相談して遊具を設置したということはあったか」という質問をし、緑と公園課長から「そのようなことはない」という回答をもらった。この部分を追加していただきたい。

委員長:よろしいか。

<了承>

委員長:提案 21-7「清瀬市観光協会の設立を」の審議結果の報告に対して、委員から前回議事要旨①~④にあるとおり意見をもらった。この意見について説明はあるか。

委員:報告内容が抽象的だと思ったので意見をさせてもらった。提案されている問題が何かを明確にし、それに対して回答をしなければならないと思う。

委員:審議であがった①観光協会は作らない ②消費生活センターを利用するか ③資料館を利用するか ④ネットを活用する という点を明確 にして示せばいいのではないか。

委員:インターネットを見られない人もおり、それ以外にも観光情報を紹介 する方法が必要だと思い意見をさせてもらったので、審議結果を細か く載せてほしいということは意図していなかった。

委員:「職員が説明する」という部分がホームページ以外の方法に該当するのではないか。職員がわからない部分についてはホームページを参照すればよい。原文のままでも審議結果から大きくはずれていないと思う。

委員長:まとめると上から7行目まではそのままで、「参考までに観光行政については…」とつづけるということでよいか。

委員:確認は委員長と事務局で行ってほしい。

<了承>

### 3 提案審議

委員長:現在3つの提案を審議している。提案21-6は単独、提案21-8・No1は 一緒に審議していく。本日はこれらの提案を提言にもっていくかにつ いても検討したい。では提案21-6「"清瀬市まちを美しくする条例"活 性化」の審議に入りたい。

委 員:提案者の提案をそのまま提言するのか、それとも委員会で調整して提 言をするのか。

委員長:提案者の提案を変えて提言するということはない。本日は委員がまと め資料を作成してこられた。これについて説明してほしい。

委員:これまでの委員会で条例や過料の話などが出てきたが、意見を読むとレンジャーは条例の活性化を望んでいる。しかし条例の認知度の低さなど、活性化以前の問題もある。そのため活性化の提案にあわせて、認知度を上げるような取組みや、重点地域の見直しなどの提案も検討するべきだと思う。その案を資料にまとめてきた。案は提言をするときの参考にしていただきたい。

委員:前回「まちを美しくする条例」以外にもごみに関する条例があることが分かったが、いろいろある条例を市民に分かりやすくするということが必要だと思う。またごみの件に限らず、いろいろな案件が出てきたときに市役所が横の連携をとって対応することが大事だ。このようなことを提言にするのか、内部的なものにするのかを決めた方がよい。

委員:市長に提言するのと、担当課に改善を促すのでは重さが違うのか。

事務局:具体的に実施するということになると市長に提言する方がいい。

委員長:見直しもされていない条例を活性化してほしいという提言ではおかしい。だから、現行では駅周辺に設定されている重点地域を、提案の主旨にそって柳瀬川周辺にも設定するよう検討してもらいたいという提言をあげるか、または清瀬市として保護したい地域について、条例の範囲内で取り締まりなどができるように活性化をしてもらいたいという提言をするべきだと思う。

委員:これだけ時間を使っても答えが出ないとなると、問題をよく知っている方々に集まって話し合ってもらったほうが現実的なのではないか。

委員:本来は行政が主導していなければならないという問題がまずある。

委員:一つ一つの課は頑張っていると思うが、この前の会議で横の連携がとれていないことが分かった。そこをどうにかすることが大事だと思う。

委 員:いろいろお話がでているが、提言するかどうか一人一人の意見を聞い たらどうか。

委員長:では挙手を願いたい。

< 替同者多数、了承>

委員長:では提案21-6は提言する方向で審議していきたい。

委員長:提言の文章は事務局で作るのか。

事務局:前回は委員会でつくってもらったが、今回は従来通り委員の方々で小 委員会を作ってもらい、そこで文章を作っていただくという形をとり たい。

委員長:では提案 21-6 は小委員会で提言にもっていきたい。次回開催通知発送 時に提言の案を送れるようにしたい。

委員:小委員会の日程と委員を決めてほしい。

<検討の結果、小委員会委員は4名、日程は11月27日(土)と決まる>

委員長:次に提案 21-8「公園の整備(美化)を市民の手で」及び No1「子どもたちにやさしい公園」の審議に移りたい。

委員:清瀬市長期総合計画の後期基本計画に、市民参加による公園整備を推進していくという項目がすでにある。実行が計画されていると思うの

で提言をしなくてもいいのではないか。

委 員:それでは計画にあるということを提案者に知らせた上で「その確実な 実行をお願いしたい」と回答すればいいと思う。

委員長:前回緑と公園課長が、自治会などが活発ではないから無理だと話していたが、市が無理だと考えている以上、例えば提案者が一人で緑と公園課に行っても担当課に断られてしまうと思う。

委 員:提案者は計画があるのに実行をしていないから具体的な方法を考えて きたということも考えられる。

委 員:方法論を提案しても、具体的にどういう公園にしたいという考えを持 ち込まなければ市は動けないと思う。

委員長:市内の児童遊園のどれかについて、市が美化したいという声をあげ、 それに賛同する人たちが集まって美化をするという方法も考えられる。

委 員:制度を設けてもずっと続けていく事は難しいと思う。

委 員:公園ボランティアのグループを作って、その方々に整備を委託すれば いいのではないか。

委員長:時間が来たので提案21-8、No1については次回に持ち越したい。

# 4 その他

特になし。